

## 2021（令和3）年度 第3回 伊賀市環境審議会 議事録

開催日時：2021（令和3）年11月24日（水） 午前10時00分～午前11時30分

開催会場：ゆめぼりすセンター 2階 大会議室

出席者：上出副会長、森西委員、松本委員、増田委員、澤野委員、東委員

（団体被推薦委員）

寺島会長、塚脇委員、立花委員（学識経験委員）

澤田部長、上島次長、三枝生活環境政策監、杉野課長、水瀧所長、山本主幹、

庭本（事務局）

（三重県環境保全事業団 三村課長：環境基本計画説明補助者）

欠席委員：無し

議事事項：1.あいさつ

2.辞令交付

3.会長、副会長選任

4.議事録署名委員の指名

5.環境基本計画について

6.その他

議事内容：以下のとおり

（開会 10：00）

### 【1.あいさつ】

〈澤田部長あいさつ〉

みなさま、おはようございます。人権生活環境部の澤田でございます。環境審議会の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。日頃より伊賀市行政全般、特に環境行政につきましては、ご理解・ご協力をいただいておりますことを、この場をお借りいたしましてお礼申し上げます。

近年の環境をとりまく世界の動向を見ても、COP26で世界の気温上昇幅を1.5℃以下に抑える努力を明記したほか、石炭、火力発電の段階的な削減に向け努力することが初めて合意文書に盛り込まれました。持続可能な開発のための2030アジェンダや、地球温暖化対策の新たな枠組みとしてのパリ協定の採択など、気候変動並びに海洋プラスチックごみ問題、食品ロス等々地球規模での環境問題に対する国際的な取組が活発化しています。国内では国際的な動向を踏まえまして、様々な取り組みをしていこうとしています。

環境に関わります問題のほとんどが、人々の生活や社会・経済活動によるものとされています。私たちの暮らしが豊かな環境のもとに成り立っていることを強く感じ取っていく必要がありますし、豊かな環境を次の世代に引き継いでいくことが私たちの責務だと思います。そのために必要な持続可能な社会の実現を目指し、地球温暖化対策や自然保護、廃棄物の抑制など一人一人が環境に関する認識を深め、行動を実践していくことが求められ

ていると思います。

本審議会では、現在策定中であり、市の環境保全の柱となります環境基本計画をご審議いただきます。なお、この後ご説明させていただきますが、一部環境基本条例の改正も必要になってきたことから、当初ご説明しておりましたスケジュールに変更が生じてまいりました。来年4月に最終案の答申、6月議会への上申を目指しまして業務を進めてまいります。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、心より御礼申し上げます。開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

## 【2.辞令交付】

森西氏、松本氏、増田氏、澤野氏、東氏、上出氏、寺島氏、塚脇氏に澤田部長より辞令を交付した。

## 【3.会長、副会長選任】

委員より事務局一任との意見があり、事務局から会長に寺島委員、副会長に上出委員を提案した。委員から異議がなく、会長は寺島委員、副会長は上出委員に決定した。

## 【4.議事録署名委員の指名】

事務局から今回の議事録署名委員として、東委員、澤野委員に依頼し、了承を得た。

## 【5.環境基本計画について】

〈会長〉

それでは事項の環境基本計画についての審議に移ります。まず策定スケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

〈事務局〉

環境政策課 山本と申します。座って失礼いたします。資料1をご覧ください。表面にスケジュールの変更案と、裏面に計画の構成の変更案をつけております。前回8月に審議会を実施してから、計画の内容について庁内にて文化環境の取り扱い等について、環境基本条例との整合性を検討しなくてはならないという意見が出されました。条例改正の検討等を踏まえて、スケジュール変更を報告いたします。概要としましては、前回までのスケジュールでは今回の審議会でも中間案を検討し、その後パブリックコメントとして3月に議会への上程を行う予定でしたが、条例改正の検討の都合により、審議会も1月にもう一度開催し、2月に条例改正を含めた中間案について庁舎内で会議を行います。3月にパブリックコメントと必要であれば条例改正を行い、その後来年度になりますが4月に環境審議会を行い、最終案をまとめ、6月の議会への上程を目指していきます。

裏面に計画の構成の変更案を記載しています。前回の審議会でも資料等は巻末にまとめたほうが良いというご意見をいただきましたので、構成を変更いたしました。右側に変更前の構成、左側に変更後の構成を記載しています。1章は変更無し、2章、3章はまとめて2章といたしました。4～7章については一部重複する部分もありましたので、3章として

一つにまとめ、これにより 8 章は 4 章になりました。関係する用語解説や、関係資料等につきましては、巻末に資料編として掲載する予定です。資料 1 については以上です。

〈会長〉

この件について何かご質問ありますか。

無ければ私から、条例改正が必要である点とは、簡単に言うとどの様な内容ですか。

〈事務局〉

本日、環境基本条例を資料として添付しておらず申し訳ございません。条例の中で基本理念を達成するために必要な事項として、『歴史的、文化的遺産の保全、活用等により、良好な環境づくりを推進すること。』という記載がありましたので、これについての計画の中での取り扱いをどうするかという内容です。この環境基本条例は伊賀市の合併当初に策定されたもので、当時は歴史や文化の保全に特化した計画がなかったことから、環境基本計画の中に歴史や文化の保全についての記載がありました。今回の計画策定にあたり、他に歴史や文化の保全についての計画が存在することから、環境基本条例と新たに策定する環境基本計画の整合性を含めて、条例改正が必要であるのかを庁内の会議の中で検討しています。

〈委員〉

変更前の第 2 章には文化環境と記載されていますが、変更後のほうには第 2 章から記載がなくなっています。これは説明と逆ではありませんか。

〈事務局〉

資料 2 の 7 ページ下部にあります対象の環境の範囲に、前回の資料の中では文化環境と項目を設けていましたが、庁内での検討の結果、自然環境の中で文化環境について取り組みます。全く取り組まないというわけではなく、文化環境の考え方は計画の中に取り入れていきたいと考えています。

〈会長〉

続きまして資料 2 の基本的事項及び市の概況等（第 1 章・第 2 章）について事務局から説明をお願いします。

〈事務局〉

それでは資料 2 をご覧ください。前回の審議会まで第 1 章と第 2 章にあたる部分をご審議いただいておりますが、ご意見にもありました通り資料のボリュームが非常に大きく、読むのが大変だったということから、新たに第 1 章と第 2 章の内容を検討しまとめました。簡単に説明いたします。

1 ページでは計画策定の背景という事で、前回の計画が 2015 年で終了していたのですが、近年 SDG s やパリ協定の対策の必要性等、国際的な動きがあったことから、当初の国際社会の一員として計画を策定し、取り組んでいくと記載をしています。

2 ページでは先ほどの SDG s 、パリ協定の国際的な動きについて記載しています。

3 ページについては国の第 5 次環境基本計画が平成 30 年に策定されたことについて記載しています。

4 ページにつきましては、国の計画策定の流れを受けまして、三重県で令和 2 年 3 月に

環境基本計画が改定されたことについて記載しています。

5 ページにつきましては、これまでの伊賀市の取り組みを記載しています。伊賀市としては 2007 年から 2015 年までの環境基本計画に取り組んできております。また地球温暖化対策実行計画にて伊賀市役所の温室効果ガスの排出量削減に取り組んできておりまして、令和 3 年 3 月に新たな地球温暖化対策実行計画を策定したことを記載しております。

6 ページにつきましては計画の位置づけを記載しております。伊賀市環境基本計画、国の環境基本法、基本計画、三重県の環境基本条例、環境基本計画、伊賀市の総合計画に基づきまして、関連計画との整合性を図りながら、計画を作成してまいります。

7 ページにつきましては計画の期間について記載しております。パリ協定と SDGs、三重県の環境基本計画が目標とする 2030 年度までの 9 年間ということを予定しています。また計画の対象地域は伊賀市全域です。対象とする環境の範囲としては、生活環境、自然環境、地球環境、資源環境となっています。

8～9 ページにつきましては、パリ協定という言葉がよく出てきますので、そのことについてのコラムを載せております。

第 1 章の概要としては以上です。10 ページからは 2 章となり、まずは伊賀市の概況について記載しています。伊賀市の面積、隣接している県について記載しています。

11 ページにつきましては人口の様子、12 ページには産業の様子、13 ページには土地利用の内容、上下水道を記載しています。なお掲載している下水道の図につきましては、現在下水道課にて生活排水処理施設整備計画のものであり、本年度策定中でございますので、策定出来次第変更になったものを掲載します。

14 ページは交通の状況を記載しています。15 ページにつきましては生活環境の様子を記載しています。大気質、水質、騒音、振動、悪臭の状況でございますが、水質にて一部環境基準を達成できていない場所もありますが、概ね環境基準は達成されています。

16 ページは自然環境の様子を記載しています。伊賀市は盆地であり、寒暖差が大きい特徴がありますが、温暖化の影響として冬日が減少し、真夏日、猛暑日が増加傾向にあるということを記載しています。

17 ページは植物、動物、文化環境の様子、地球環境の概要、ごみ処理の状況を記載しています。18 ページは環境教育の取り組みを記載しています。

19～21 ページには昨年実施した環境の市民向けの意識調査の概要を記載しています。全体としては前回の環境基本計画を知らない方が多いことや、環境について困っていることは地球温暖化や道路脇のゴミ、里山の荒廃です。今後必要な取り組みとしてはゴミ問題、里山、森林の保全といった回答が多かったです。22～23 ページにつきましては事業所向けアンケートの内容となります。事業所向けの内容もほぼ市民向けと同様の傾向がみられました。事業者独自の内容としては今後行いたい環境保全活動の内容として、地域住民への環境保全意識の啓蒙活動や環境保全活動に関する技術提供がありました。資料 2 については以上です

〈会長〉

この件について何かご質問ありますか。

〈委員〉

資料 2 の 1 ページに、2021 年 10 月に二酸化炭素と地球温暖化の関係についてノーベル物理学賞の受賞が決まった真鍋淑郎氏について是非記載していただきたいです。

〈塚脇委員〉

事前に送っていただいた資料を比較しまして、15 ページ以降が読みづらくなったので、四角で囲むなどして見やすくしていただきたいです。

〈事務局〉

真鍋氏についてと 15 ページ以降の記載方法について、検討し対応してまいります。

〈委員〉

シンプルに集約されたとのことですが、以前の協議の中で生活環境について、文化環境については事務局の方から別にしようという意向があったということで異論はないのですが、空き家について以前はページ数も割いて記載されていたと思うのですが、今回無くなっていることについて理由を教えてください。

〈事務局〉

以前は人口の項目の後ろに空き家について記載しようと考えていましたが、全国と比較すると、伊賀市は早くから取り組んできたこともあり、対策は進んでいる状況です。資料としては巻末の資料編にまとめようと考えていますが、今回審議していただく部分には記載を省略いたしました。

〈委員〉

今後状況が良くなることはなく、環境への負荷が増えてくると思うので、他の計画との整合性をとる必要があると思いますが、目標を設定するなどして計画を明確にする必要があると考えます。

〈会長〉

条例改正の話に関係することかもしれませんが、空き家対策については個別の計画にて明確にするという事でしょうか。

〈事務局〉

おっしゃる通り空き家対策については策定されている個別の計画にて明確にされているので、環境基本計画中では少し記載はしますが、詳細は資料編にて掲載する予定です。また、条例改正については審議委員の構成について行うことも別途検討中であることを申し上げます。

〈会長〉

前回の審議の中では、環境の範囲が非常に広範囲にわたることについて協議していただき、その中では範囲を絞ろうということも意見として出ていましたので、この判断になったのかと思います。空き家についての内容は全て除くのではなく、別のところで取り扱われるということでもよろしくお願ひします。

〈委員〉

産業別就業別人口について比較すると記載されていますが、比較元となる数値を記載していただきたいです。また第 2 次産業の状況には「第二次産業が 17,274 人であり、製造

業における製造品出荷額等、従業者数ともに年々増加しています。」と記載され、これに対し同ページ上部に第二次産業は約 20%の減少と記載されていますがどちらが正しいのでしょうか。また第三次産業の状況として飲食店を除く商店数が記載されていますが、この根拠が判らないので説明願います。

〈三重県環境保全事業団〉

第二次産業の従業者数については後ほど精査させていただきます。第三次産業の飲食店を除く根拠としましては、同ページ下部に記載がございますとおり、参照データとして国勢調査及び三重県統計書、商業統計表、経済センサス活動調査をまとめたのですが、その中で「飲食店を除く」と記載がなされていたためです。再度データを探しまして、その中で飲食店を含めたデータが見つければそちらを採用します。

〈委員〉

事前に送付された資料しか確認しきれていませんが、誤字・脱字、ひらがな、漢字が統一されていないなどかなり多く見つかりましたので、精査をよろしく願います。

〈会長〉

12 ページの内容は非常に重要ですので確認についてよろしく願います。また 13～14 ページの図が非常に細かいので、このままでは見づらいです。このサイズに考慮した図にさせていただきたいです。

〈事務局〉

図を含めた表記方法につきましては、再度見やすい形に修正いたします。また表中の数字についても最新のものに差し替えます。

〈委員〉

交通の項目について J R と近鉄以外は市内の交通のみ記載されていますが、高速バスについても記載したほうが良いと思います。

〈委員〉

3 ページにあるカーボンニュートラルに向けた「挑戦」という言葉は「取り組み」等別の表現にした方が良いと思います。

〈会長〉

「挑戦」という表現は無理なことをしていくという意味にとらえられます。

他に意見等が無ければ、次の事項に進みたいと思います。資料 3 の関連施策について（第 3 章）について事務局から説明をお願いします。

〈事務局〉

失礼します。資料 3 の第 3 章に関わる部分について説明します。こちらについては前回の審議会で作成案を若干審議いただきましたが、継続審議というご意見もいただきましたので、今回お話しいただくのにあたって構成はまだ途中段階であります。申し訳ございません。取り急ぎ内容についてご審議いただければと存じます。

それでは 1 ページについて説明させていただきます。施策の体系として伊賀市の環境基本条例に基づいて、まちづくりを進めるために 5 つのキーワードを設定し進めていこうという内容です。下部については SDG s の視点を記載しており、関係する SDG s の内容

として2ページに記載がございます。

続いて3ページに望ましい環境像実現のための目標として5つのキーワードを記載しています。1つ目は生活環境、2つ目は豊かな自然、3つ目は地球環境、4つ目が資源循環、5つ目が環境教育とし、この5つのキーワードを基に施策を進めていきたいと考えています。

それぞれの施策については4ページ以降に概要を記載していきます。まず4～6ページには生活環境について記載しています。こちらにつきましては基本的な施策として、公害発生の防止及び生活環境の保全の2つ取り組んでいきたいと考えています。公害発生の防止につきましては、事業所への指導・監視の強化、2つ目に生活排水対策の推進を行います。生活環境の保全につきましては、1つ目に土地の適正管理に関する指導、2つ目に生活環境保全に係る相談、3つ目に有害化学物質の適正管理の推進を挙げております。これに係る数値目標としましては河川水の環境基準の達成率、生活排水処理施設の普及率、生活環境の保全に係る相談件数という3つを検討しています。

続きまして7～8ページにつきましては、2つ目の基本目標である豊かな自然を記載しております。これにつきましては4つの基本施策を挙げておりまして、1つ目は豊かな自然環境の保全、2つ目は生物多様性、3つ目は公園の整備や緑化、4つ目は文化環境の維持としています。豊かな自然環境の保全においては水辺の保全、森林の保全、農地の保全を挙げています。生物多様性につきましては希少動物の保護、外来生物への対応になります。公園の整備や緑化はそのままが施策の内容になります。文化環境の維持につきましては景観の保全、歴史的な文化環境の保全を挙げております。この基本目標に係る数値目標については現在検討中です。

続きまして3つ目の基本目標につきましては、地球環境について9～10ページに記載をしております。これにつきましては施策を3つ挙げておりまして、1つ目は温室効果ガスの排出抑制、2つ目は再生可能エネルギーの推進、3つ目は低炭素なまちづくりの推進を挙げています。基本施策の温室効果ガスの排出抑制としては、パリ協定の達成について挙げています。低炭素なまちづくりの推進につきましては、公共交通機関の利用促進、自転車の利用促進、エコカーの普及推進、省エネルギー機器の普及推進がございます。数値目標としましては市役所の地球温暖化対策実行計画に基づいて地球温暖化ガスの削減率を目標値として挙げております。

続きまして資源循環についてです。こちらにつきましては11～14ページの上の段までになります。基本施策としましては4つ挙げています。ごみ減量化の推進、再使用の促進、リサイクルの推進、ごみの適正処理の推進になります。ごみ減量化の推進につきましては、ごみの排出抑制、ごみの分別の徹底を挙げています。再使用の促進につきましては4Rに基づきまして、再使用を促進します。リサイクルの促進につきましてはリサイクルの促進、リサイクル施設の整備を挙げています。ごみの適正処理の推進につきましては一般廃棄物・産業廃棄物の適正処理の推進、不法投棄の防止を挙げています。この基本目標に関する数値目標を、ごみの総排出量、生ごみ容器購入のための補助金申請数、ごみアプリの普及率、資源としてのごみの再利用率の4つを挙げています。

基本目標 5 である環境教育について 14~17 ページに記載しております。大きな施策としては 3 つ挙げており、1 つ目は環境教育・環境学習の充実、2 つ目は環境情報の共有、3 つ目は環境保全活動への参加の啓発になります。環境教育・環境学習の充実につきましては環境教育・環境学習の体制づくりの充実、大人向けの環境教育の推進、体験型環境教育の推進、人材の育成・活用になります。環境情報の共有としましては、環境情報システムの構築、環境情報の発信になります。環境保全活動への参加の啓発としましては、環境保全活動の体制づくりの推進、環境保全活動に対する意識啓発になります。数値目標としては 3 つ挙げておりまして、環境セミナーに関すること、環境学習のプログラムの充実、自然観察会、野外実習活動の充実になります。

18~20 ページの内容につきましては、この 5 つのキーワードとともに地域別で取り組んでいただく内容を記載しております。市街地地域、農住地域、森林地域にてそれぞれ取り組んでいただくことを 18 ページの図に基づいて 19~20 ページに記載しております。資料 3 の内容について以上になります。

〈会長〉

この件について何かご質問ありますか。

〈委員〉

全体的なことですが、3 ページまで SDGs 等が彩りよく示されていますが、4 ページ以降には色分け等が無くなっているのので、取り入れていただけるとわかりやすくなると思います。

〈会長〉

4 ページ以降になると途端に雰囲気が変わりますので、デザインには一貫性を持たせていただきたいと思います。

〈委員〉

3 ページの構成について、上位計画の県の計画のように地球環境を第 1 に、第 2 に資源循環、第 3 に豊かな自然、第 4 に生活環境にしてはどうでしょうか。並べ替えだけですが、やはり近年地球環境が大事と言われておりますので、こちらの方が良いのではないかと思います。

続きまして 4 ページの生活環境の保全について、土地の適正管理に関する指導の項目に、空き家対策の推進についての内容を盛り込んでみてはどうでしょうか。

続きまして 7 ページの豊かな自然の項目について、農地の保全に関連して地産地消の推進を盛り込んでみてはどうでしょうか。

続きまして 8 ページの公園の整備や緑化について、環境センターでのビオトープの整備は必要無いと考えます。これに代わって市民農園の貸し出しの推進を入れてはどうでしょうか。

9 ページの地球環境について、基本施策 4 として気候変動への対応を項目として入れてみてはどうでしょうか。これに関連して 19 ページの農住地域（田園・里山ゾーン）の⑧地球温暖化へ適用した農作物を栽培しますという項目も含めて、気候変動への対応という項目を追加してみてはどうでしょうか。これにはゲリラ豪雨や台風の大型化に対応して河

川や排水路の整備を行い、安全性の向上を図るなど入れてみてはどうでしょうか。また猛暑に対する熱中症の対策も入れてみてはどうでしょうか。

8ページの豊かな自然の数値目標としては豊かな自然についての市民意識調査を活用するのはどうでしょうか。日常で暮らしている空気や水などの生活環境、木々や草花、動物などの自然環境、伊賀市の自然とのふれあう施設について満足していますかという項目がありましたので、この満足度アップを目指すのはどうでしょうか。また実施すべき環境行動の中で、家庭系の食品ロスの削減を行う事が記載されていますが、作りすぎないこと以前に、買いすぎないことを入れて欲しいです。

また、地域別の環境配慮に記載されている内容が、それまでのページに記載されている内容を再度掲載しているものであるかを確認していただきたいです。

〈会長〉

ご意見ありがとうございます。たくさんのご意見をいただきましたので、審議会後に事務局へ意見のメモのご提出をお願いします。

事務局に質問なのですが、3ページの項目の並び替えについて可能でしょうか。

〈事務局〉

ご意見を参考に並び替えます。

〈委員〉

3ページの豊かな自然の具体的な施策について、○希少な動植物の保護と○希少生物の保護で内容が重複しているので修正していただきたいです。また大人向けの環境教育の推進という項目は大人という表現を入れる必要はないのではないかと考えます。

13ページの実践すべき環境行動（市民・事業者）について家庭系という言葉を使わなくてもいいのではないのでしょうか。またごみのポイ捨てなどはしませんという表現は直した方がよいと考えます。

〈委員〉

20ページの森林地域について、伊賀市の森林は壊れていないので①と④にある再生という言葉は使わないでいただきたいです。持続的整備などの言葉を使用してはどうでしょうか。伊賀市では森林整備計画や森林環境基本計画等色々な計画がありますので、そのあたりとの整合性を取る意味でも表現は変えたほうが良いと思います。

〈事務局〉

ご意見を参考にして、文言については検討してまいります。

〈委員〉

先程出てきた大人向けの環境教育という表現についてですが、自分は必要であると考えます。教育というという言葉にはどうしても子供というイメージが付きまといまいます。一番環境についての意識が低いのは大人です。子どもたちは小学校からいろんな場面でしっかりと地球環境や環境問題について学んでいます。むしろそういった教育を受けていない我々の世代に対して一番教育の必要がありますので、ここはあえて大人という表現が必要だと考えます。くどいかもしれませんが、そのくらい大人の意識が改革されないと、次の世代の子どもたちに何も残らないと考えます。

地球環境や生活環境のところにもありますが、世の中にはパークアンドライドという考え方があります。乗っていないのはだめだと思いますが、自転車の利用促進としてシェアサイクルというものを積極的に利用していくのはどうでしょうか。ここに来る時にカーシェアを利用しようと考えていましたが、伊賀市にはありませんでした。全国的に進んでいる事例でありますので、こういったものもどこかに記載していただきたいです。

電気自動車はガソリンを使わないので、直接は二酸化炭素を排出しませんが、良く忘れられる話ではありますが、電源が化石燃料で発電されたものであると電気自動車の温室効果ガスの排出量の削減にはまったく意味がないということです。色々な電力会社がありますので、温室効果ガスの排出量が少ない電力会社を選んでいく必要があると考えます。この計画のままでは車を変えるだけで達成と読み取れますので、勘違いの無いようにする必要があります。

環境教育については、大変失礼で恐縮ですが、市議会議員さんに対しても必要ではないでしょうか。我々が選挙で選びました代表でありますので、議員さんを教育する必要があります。同時に伊賀市役所の職員を教育することも必要だと思いますがいかがでしょうか。また15ページあたりの人材の育成と記載されていますが、伊賀市役所さんが新規採用されるときに、環境をよく学んできている大学生、高校生を積極的に採用するような文言を加えてはいかがでしょうか。市役所さんが率先して進めていただければ、我々もついていこうという気持ちになれます。

〈会長〉

たくさんのご意見ありがとうございました。大変刺さるお言葉でございました。環境教育の方ではあえて大人向けという言葉を使うのも大事かもしれません。今はもう小学校の頃から環境教育をある程度進めています、ある程度の年齢からはかえって抜けてしまっていることがあるのかもしれない。そういう意味ではそういった表現が必要なのかもしれません。

〈澤田部長〉

たくさんのご意見をいただき、ありがとうございます。子ども大人関係なく言葉を選ぶのなら、全ての世代といった言葉を使うことが考えられます。自転車の事やカーシェアといった内容をおっしゃっていただきましたが、伊賀市の交通状況もございますので、自転車の利用と記載しておりますが、自転車が利用しにくい地域というものもございまして、そういったところも勘案しながら、中心市街地だけではなく、農山村地域、中山間地域もございまして、そういった地域に応じたような言葉を選び、整理したうえで後日お示しさせていただきます。

色合いの事もご意見をいただきました。事務局である環境政策課の方に私からも注意しているところですが、色があるということはそれだけ見やすいのですが、色弱の方もいらっしゃいますので、色の使い方というのは非常に大事なことであります。先ほども見ていただいた中に、黄緑色の中に白抜き明朝体で書いてある文字があります。これはとても見にくいものであります。このあたりも色の使い方、ユニバーサルデザインを意識して作成する必要があります。我々は人権生活環境部でありますので、環境以外にも様々な面で

配慮していかなければいけません。そういったオーダーは出しているのですが、まだそこまでしっかりと出来ていませんのでご迷惑をおかけしております。完成するときにはきちんとさせていただきますのでよろしく願いいたします。

〈会長〉

ありがとうございました。その他委員より質問等ありませんか。

〈委員〉

19 ページの農住地域（田園・里山ゾーン）に地球温暖化へ適用した農作物を栽培しますと記載されていますが、これは農作物にこういった区別があるということですか。

〈三重県環境保全事業団〉

地球温暖化により伊賀米がどうなっていくのか、変わってしまう可能性があるということで記載しております。伊賀市の気候の統計書を確認したところ、今のところ問題はないと思いますが、今後その可能性もなくはないということです。お米の作付けする品種を暑さに強いものに変えていくという、いわゆる適用も考えられます。現状ではどうなっていくのかがわかりませんが、色々なリスクに備えていく必要があるのではないかとということで項目を挙げてみました。

〈委員〉

ありがとうございます。これを読んだときに地球温暖化をなくすための作物があるというように読めてしまったので質問をしました。少し勘違いをしてしまいました。

〈会長〉

表現を適用から適応に変更するのはどうですか。

〈三重県環境保全事業団〉

適用から適応に変更します。

〈委員〉

要望なのですが、16 ページの体験型環境教育の充実とありますが市民団体への支援を検討していただければと思います。

〈委員〉

今回の環境基本計画は2回目になりますが、第2次という文言は付けない方向性でしょうか。

〈事務局〉

前回からの計画が途切れているということもありますので、第2次とは付けません。ほぼ継続的に計画が続いていく場合は付けようと考えています。

〈会長〉

たくさんのご意見ありがとうございました。その他に質問が無ければその他の項目について、事務局より説明をお願いいたします。

## 【6. その他】

事務局からの連絡事項として、次回審議会の開催時期（1月中）について報告した。

会長より事務局への意見についてメモの提出について依頼がなされた。

(閉会 11:30)

議事録について、上記のとおり顛末を録し、ここに署名します。

令和3年12月16日

議事録署名委員 伊賀市環境審議会委員 東 久男 ④

議事録署名委員 伊賀市環境審議会委員 澤野 政子 ④